一般社団法人アートのある暮らし協会

個 人 会 員 規 約

COPYRIGHT©一般社団法人アートのある暮らし協会.ALL RIGHTS RESERVED

一般社団法人アートのある暮らし協会　会員規約

第１章 総則

第１条（活動目的等）

１ 一般社団法人アートのある暮らし協会（以下「当協会」という）は、アートライフ普及教育システムを提供し、アートの分野で社会活動に取り組む「アートライフスタイリスト」を世に送り出すことで、誰もが気軽にアートのある暮らしを楽しむ文化の創造に貢献することを、その活動の目的としています。

２ 当協会は “誰もがアートを身近に楽しむ豊かなニッポンへ”を協会理念とし、以下の目的を達成するために、同理念及び目的に賛助し事業を行おうとする方を、正会員、特別会員として募り、会員の技能向上及び事業活動を支援するものとします。

（１）アートのある生活環境から国民の感性・美意識を育む教養文化を浸透させます。

（２）共存共栄のしくみにおいてアートに携わる各者の課題解決に努めます。

（３）芸術産業界の発展に寄与します。

（４）アートに携わる人材の活躍の場の拡大、雇用創出に寄与します。

（５）女性の社会活動を支援します。

第２条(本規約の範囲)

本規約は、当協会に会員として入会したものが、当協会の会員として行う一切の行為に適用されます。

第２章 会員

第３条（会員資格）

会員は、正会員、特別会員から構成されます。

次の各号に掲げる条件を満たす者は、同各号の会員になる資格を有することとします。

１　正会員

当協会が認定するアートライフスタイリストの資格を保有する個人で、本協会会員規約に同意し、本協会から承認を得た者

２　特別会員

当協会が認定するアートライフスタイリスト・マスターの資格を保有する個人で、本協会会員規約に同意し、本協会から承認を得た者

第４条(入会要件)

１　会員登録を行うものは、当協会指定の方法で、本規約に同意した上で入会を申し込むものとします。

２　会員登録を行うものは、入会金と年会費を、申込と同時に、当協会の指定するクレジットカード、または、当協会の指定する銀行預金口座に振り込む方法により、支払うものとします。

第５条(入会の承認)

１　当協会は、会員となろうとする者が、第４条第１項の申込をし、同条第２項の支払を終えたときは、以下の何れかの事由に該当する場合を除いて、その申込を承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員として登録を受けることができるものとします。

（１）会員登録書の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合

（２）過去に当協会から会員資格を取消されたことがある場合

（３）その他当協会が、会員契約を締結することが不適当な事由があると判断した場合

２　当協会は、会員宛の電子メールまたは郵便により、承認した旨を通知します。

３　当該承認後に会員が第１項規定の各事由の何れかに該当していることが判明した場合、当

COPYRIGHT©一般社団法人アートのある暮らし協会.ALL RIGHTS RESERVED

協会は、該当会員の会員資格を取り消すことが出来るものとし、その場合、受領した入会金及び年会費を返却しません。

第６条（会費の支払い等）

１　入会金及び年会費（以下「会費等」という）の額は、次の各号に定める額とします。

（１）正会員

入会金 なし

年会費 金 12,000 円（税抜）

ただし、当協会が別に定める金額のある場合はそちらを優先します。

また、退会後や休会後、再度会員として活動を行う場合は別途審査を行い、審査に合格した者は入会金を改めてお支払いいただきます。

（２）特別会員

入会金 金 10,000 円（税抜）

年会費 金 30,000 円（税抜）

ただし、当協会が別に定める金額のある場合はそちらを優先します。

また、退会後や休会後、再度会員として活動を行う場合は別途審査を行い、審査に合格した者は入会金を改めてお支払いいただきます。

２　途中入会の場合、年会費は入会した月から起算して更新月までの月割で算出した金額とします。

３ 会員が、本契約を更新する場合、毎年 10 月末日までに、翌事業年度（毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 31 日まで）分の年会費をお支払い頂くこととします。

４ 入会金及び年会費は、当協会が別で定める方法によりお支払い頂きます。

第７条（会費等の払戻）

当協会は、会員が都合により退会された場合、会員から既に納入した会費等の返還を求められても、これに応ずることはありません。

第８条（有効期限）

１　第４条による会員契約は、当協会が入会を承認した日から、次に到来する 11 月末日までとします。

２　契約更新後の会員契約の期間は、その年の 12 月 1 日から翌年 11 月末日まで（入会の初年度は入会した日から一番早く到来する 11 月末日まで）とし、当該会員が次の各号に掲げる全てを満たした場合は、その期間が１期更新されたものとし、その後もまた同様となります。

（１）第６条による年会費を毎年 10 月末日までに予め支払っていること

（２）当協会より会員契約を毎年 10 月末日までに更新しない旨の通知を受けていないこと

（３）本規約に違反していないこと

（４）事項の意義を述べていないこと

３　更新の日より一カ月前までに、当協会が会員に対して更新後の規約内容を変更する案および、変更後の規約内容を通知した場合において、会員が当協会に対し、当該通知の日から２週間以内に意義を述べない場合は、更新後の規約内容は当該変更内容通りに変更されたものとみなします。

第９条(変更の届出)

１ 会員は、その氏名若しくは名称、住所、又は連絡先等、当協会への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨及び変更後の事項を当協会に対して通知する必要があります。その場合、件名を「会員登録情報変更」としたメールを、協会が指定する電子メールアドレス宛にお送りいただくか、または電話番号にてお伝えください。

２ 当協会は、会員が前項の通知を行わなかった事による不利益についての責任を負いません。

COPYRIGHT©一般社団法人アートのある暮らし協会.ALL RIGHTS RESERVED

第１０条(会員の資格承継)
１ 会員が退会、死亡あるいは解散した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとします。
２ 会員の地位の第三者への承継は一切出来ません。

第１１条(休会)
１ 会員は、10 月末日までに、当協会所定の方法により休会の届出をすることにより、翌年度１年間休会することができますが、休会年度中は全ての会員特典を受けることはできません。その場合、第９条第１項に記載するアドレス宛に件名を「休会希望」としたＥメールまたは、当協会が別に指定する方法によりお送りください。
２ 休会中の会員が、翌年 10 月末日までに年会費を入金しないときは、自動的に退会扱いとなります。
３ 休会は、２回を超えて行うことはできません。

第１２条(退会)
会員が退会を希望する場合、その退会希望日の１ヶ月前までに当協会が定める手順に従い退会の意向を通知する必要があります。第９条第１項に示されたＥメールアドレスに「退会希望」という件名でメール送信により退会となります。なお、退会の届出が当協会に受理されるまでは、引き続き会費が請求されます。
１ 年度途中の場合も、会費の返還はございません。
２ 当協会会員で本協会の著作物を所有している場合は、返却が義務づけられます。また、退会後は、如何を問わず著作物の使用はできません。

第１３条(会員資格の取消し)
当協会は会員が次の各号の１つに該当すると認めた場合、本会員契約を解除し、会員資格を取消すことが出来るものとします。
１ 当協会の名誉ないし信用を著しく傷つける行為、又は会員としての品格を損なう行為があった場合
２ 当協会の利益を侵害した場合
３ 他の会員の信用、名誉、あるいは権利を侵害した場合
４ 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
５ 本規約又は、その他当協会が定める他の規約に違反した場合
６ その他、会員として不適格と当協会が判断する相当な事由が発生した場合

第３章 会員の権利

第１４条(権利)
1 正会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。
⑴ 「アートライフスタイリスト」を名乗る権利
（２）当協会の会員たることを示す目的で、当協会が指定するロゴまたは商標を使用する権利
（３）会員だけが参加できる各種セミナーやイベントやコンテストなどへ参加する権利
（４）アートライフスタイリストの活動に役立つ様々な情報配信を受ける権利
（５）セミナー、イベント等当協会が実施する催しについて優先的に案内を受ける権利
（６）当協会のコンテンツを使用し、当協会の定める方法及び進行手順に従って「アートライフスタイリスト入門講座」を開講する権利
ただし、アートライフスタイリスト・マスター認定講座未受講者は、別途有料にて「入門講座開講説明会」に参加する必要があります。
（７）協会を通じてアート作品を紹介するシステムを利用する権利
（８）自宅やオフィスなどをアートライフモデルルームとして登録する権利

COPYRIGHT©一般社団法人アートのある暮らし協会.ALL RIGHTS RESERVED

（９）協会を通じ、優先的にビジネスの紹介を受ける権利
(10) その他当協会が別途定める権利

２２特別会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。
（１）正会員が有するすべての権利
（２）当協会のコンテンツを使用し、当協会の定める方法及び進行手順に従って「アートライフスタイリスト２級認定講座」を開講する権利
（３）当協会のコンテンツを使用し、当協会の定める方法及び進行手順に従って「アートライフスタイリスト１級認定講座」を開講する権利
（４）④協会ホームページのアートライフスタイリスト紹介ページへの掲載を受ける権利
（５）⑤その他協会からの各種活動サポートを受ける権利

第４章 その他

第１５条(著作権)

１ 当協会によって制作される著作物の著作権は全て当協会に帰属します。
２ 当協会が事前に承諾した場合を除き、会員は、当協会によって提供される著作物を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。
３ 講師資格保有者が本協会の著作物を所有している場合、退会する際に同著作物を当協会に無償で返却しなければなりません。

第１６条（肖像権）

受講者は、本講座を受講するにあたり、協会固有の講座、イベント、その他活動内容について記録媒体にて撮影することがあります。また、撮影された記録媒体については、協会の活動にかかわる範囲での利用をするものとします。ただし、受講者からの削除依頼があった場合は双方協議のうえ、対応を検討するものとします。

第１７条（秘密保持）

１ 会員は、本規約に基づく会員契約の有効期間中並びに契約の期間終了後２年の間は、当協会によって開示された、当協会固有の技術上、営業上その他事業の情報（以下「秘密情報」という）を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、または第三者に開示してはなりません。
２ 会員は、当協会から開示された秘密情報を、自己の従業員、及び、業務委託先（以下本条において「従業員等」という）に開示する場合には、秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示することができるものとします。なお、会員はその場合、当該従業員等に対して本規約による自己と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、従業員等の行為について全責任を負います。
３ 当協会は会員の従業員等において前項の義務に違反する状態を覚知した場合、直ちに会員又は会員の従業員等に対して、当該違反状態を是正するために必要な措置を講じることを求めることができるものとします。

第１８条（競業禁止）

会員は、本契約の期間中並びに本契約の終了後２年の間は、当協会の書面による事前の同意がある場合を除き、自己又は第三者の名をもって本事業と同種又は類似の事業を行ってはならず、本事業と同種又は類似の事業を行う者に対し、自己又は第三者の名をもって本業務と同種又は類似の役務を提供してはならず、いかなる従事もしてはなりません。

第 １９条(個人情報)

COPYRIGHT©一般社団法人アートのある暮らし協会.ALL RIGHTS RESERVED

次の各号に挙げる場合は、入会申込及び提出書類に記載された個人情報、また、講座及び講座にかかわる活動を撮影したデータを、当協会が利用又は、第三者へ提供することができます。ただし、個人希望

１　当協会の活動に関して使用する場合
２　法令等に基づく場合
３　人の生命、身体または財産の保護の為に必要がある場合
４　国の機関もしくは、地方公共団体又はその委託を受けたものが、法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第２０条(免責及び損害賠償)

１ 当協会の行為により、会員に損害を生じた場合、その原因の如何に関わらず、当協会は、間接損害、特別損害、逸失利益、ならびに第三者からの請求に基づく損害について、責任を負わないものとします。但し、当協会に重大な過失がある場合、この限りではありません。
２ 会員は故意又は過失により当協会に損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負うものとします。
３ 会員が他の会員に対して、損害を与えたとしても、当協会はそのことによる責任を負いません。

第２１条

会員が退会等により会員資格を損失した後も、第１５条ないし第１８条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。

第２２条(規約の追加・変更)

当協会は、理事会の決定に基づき、本規約及び本規約に付随する規程の全部又一部を変更することができるものとします。当協会により変更された本規約は、当協会のウェブサイト（本サイトの「入会案内」から本規約をお探し下さい）上に掲載された時点で、効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとします。

第２３条（条項等の無効）

本契約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本契約の効力は影響を受けないものとします。

第２４条（訴訟管轄）

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第２５条（協議事項）

本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上、本規約の効力は平成 27 年 3 月 1 日より、生じるものとします。

2023 年 11 月 27 日改訂

COPYRIGHT©一般社団法人アートのある暮らし協会.ALL RIGHTS RESERVED